| 重点目標番号 | | 重点目標における取組 | 指標項目 | 指標 (該当年度)目標値 | 指標に対応する基本的施策 | 県計画の 該当ページ | 担当課、担当機関 |
|--------|---|---|---|-----------------|--|---------------|----------------|
| 重点目標1 | 1 | ギャンブル等依存症の知識に関するリーフレット等の配布、 講演会の開催、ホームページ等での情報発信により、県民へ の知識の普及啓発に取り組みます。 | 県民向けフォーラム等の開催回数 | (毎年度)年1回 | 1 発症予防 (1)正しい知識の普及啓発 ①依存症の理解を深めるための普及啓発 | 16P | 障害福祉課 |
| | 前 | 新たに大学生・社会人となった者に対し、リーフレット等の配布や情報発信により、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に取り組みます。 | 大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発 | (毎年度)年1回 | 1 発症予防 (1)正しい知識の普及啓発 ④青少年等に対する普及啓発の推進 | 17P | 社会教育課 |
| | ② | また、学校教育では、令和4年度以降の新高等学校学習指導要領の中に、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることから、その実施に向け、適切に対応します。 | (a) 教職員向け研修の開催回数 | (毎年度)年1回 | 1 発症予防 (2)教育の振興等 | 17P | 健康体育課 |
| | 段 | | (b) 高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に 関する指導の実施 | (毎年度)継続実施 | ①ギャンブル等依存症に関する教員の 理解の促進 | | |
| | 3 | ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、本人・家 族申告によるアクセス制限や、20歳未満の者等の利用禁止 等、不適切なギャンブル等への誘引防止に取り組みます。 | (a) ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の 継続実施 | (毎年度)継続実施 | 1 発症予防 | 18P | 公営競技事業者遊技業協同組合 |
| | | | (b) 本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施 | (毎年度)継続実施 | (3)不適切なギャンブル等への誘引防止 ①ギャンブル等依存症の予防に配慮した 広告・宣伝 ②本人・家族申告によるアクセス制限の 強化 | | |
| | | | (c) 20歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない、 18歳未満の者にはぱちんこ営業所内への立入及び 遊技をさせない取組の継続実施 | (毎年度)継続実施 | ③20歳未満の者等の利用の禁止等 | | |

| 重点番 | | 重点目標における取組 | 指標項目 | 指標 (該当年度) 目標値 | 指標に対応する基本的施策 | 県計画の 該当ページ | 担当課、担当機関 |
|-------|---|--|---|------------------|---|---------------|---------------------------|
| | | ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できる相談機関を設け、県民に広く周知を図るとともに、相談支援者の育成に取り組みます。 | (a) 依存症相談拠点としての精神保健福祉センター主催の ギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数 | (毎年度)年60回 | | | 障害福祉課 (精神保健福祉セ ンター) |
| | 1 | | (b) 依存症相談拠点としての精神保健福祉センターが地域の 相談支援者向けに実施する研修の開催回数 | (毎年度)年1回 | 2 進行予防(1)相談支援の充実①相談支援体制の充実及び本人・家族への支援②相談支援者の育成 | 20P | |
| | | | (c) 関係事業者による相談支援の継続実施 | (毎年度)継続実施 | | | 公営競技事業者遊技業協同組合 |
| | 2 | ギャンブル等依存症を治療できる医療機関の更なる充実に努めるとともに、医療従事者に対する研修、医療連携の推進に取り組みます。 | (a) ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数 | (R5年度) 3 機関 | 2 進行予防 (2)ギャンブル等依存症に係る医療の充実 | 21P | 障害福祉課 |
| | | | (b) 医療従事者向け研修の受講者数 | (R4~R5年度) 累計 70人 | 等 ①ギャンブル等依存症に係る医療の充実 | 218 | |
| 重点目標2 | 3 | | 生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数 | (毎年度)年1回 | 3 再発予防 (1)社会復帰の支援 ②生活困窮者等への支援 ③就労支援者のギャンブル等依存症に 関する知識の向上 | 23P | 障害福祉課 (地域福祉課) |
| | 4 | 多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、消費生活相談員等に対して研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者を適切な専門機関につなぐ体制を構築します。 | 消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数 | (毎年度)年300人 | 2 進行予防 (1)相談支援の充実 ③消費生活相談における的確な対応 | 21P | 県民生活課 |
| | | 行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する継続的な従業員教育を実施することで、依存症対策の基盤整備を図ります。 | (a) ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の 開催回数 | (毎年度)年1回 | | | 障害福祉課 |
| | | | (b) 関係事業者における従業員向け研修の開催回数 | (毎年度)年1回 | 5 基盤整備 (1)依存症対策の体制整備 ①包括的な連携協力体制の構築 ②関係事業者における体制整備 | 26P | 公営競技事業者 |
| | | | (心) 因所尹木省1〜0317 分化木具円17 例 | (毎年度)年3回 | | | 遊技業協同組合 |

| 重点番 | 目標号 | 指標項目 | (該当年度) 現状値 | (該当年度) | 指標の説明 (出典、調査機関等) | 指標設定の根拠 | 担当課、担当機関 |
|-------|-------------|---|-----------------|----------------------|---|---|----------------|
| | 1) | 県民向けフォーラム等の開催回数 | (R3年度) 年 1 回 | | 県が主催するギャンブル等依存症を含めた県民 向けのフォーラム(講演会)の開催回数 (県障害福祉課調査) | R3年度の開催回数(1回)を継続して実施 ※R3年度新規事業 | 障害福祉課 |
| | ② 前 段 | 大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発 | (R3年度) 年 1 回 | (毎年度) 年1回 | 「子供・若者育成支援強調月間の県大会」等に おけるリーフレット等の配布回数 (県社会教育課調査) | R3年度の配布回数(1回)を継続して実施 | 社会教育課 |
| | ② 後段 | (a) 教職員向け研修の開催回数 | (R3年度) 年 1 回 | (毎年度) 年1回 | 健康体育課が主催する教職員向けの研修会の開 催回数(県健康体育課調査) | 毎年度1回を継続して実施 | |
| 重点目標1 | | (b) 高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に 関する指導の実施 | (R3年度) 継続実施 | (毎年度) 継続実施 | ■C して八子十久及いての次のとか十にわたり版 | 保健体育科科目保健の指導内容の一つとして精神疾患を取り上げる(平成30年3月公示高等学校学習指導要領) 精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を含めた依存症を取り上げる(平成30年7月公表高等学校学習指導要領解説保健体育編) | |
| | 3 | (a) ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の 継続実施 | | (毎年度) 継続実施 | | | 公営競技事業者遊技業協同組合 |
| | | (b) 本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施 | | (毎年度) 継続実施 | | | 公営競技事業者遊技業協同組合 |
| | | (c) 20歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない、 18歳未満の者にはぱちんこ営業所内への立入及び 遊技をさせない取組の継続実施 | | (毎年度) 継続実施 | | | 公営競技事業者遊技業協同組合 |

| 重点目標 | | | (該当年度) | (該当年度) | 指標の説明 | | |
|------|-----|---|-----------------------|---------------------|--|--|---------------------|
| 番 | 号 | 指標項目 | 現状値 | 目標値 | (出典、調査機関等) | 指標設定の根拠 | 担当課、担当機関 |
| | 1 | (a) 依存症相談拠点としての精神保健福祉センター主催の ギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数 | (R3年度) 年57回 | (毎年度) 年60回 | 年度当初に周知した依存相談の開催回数(中 部・西部は1回3枠、東部は1回2枠実施) (県精神保健福祉センター) | 県内東部・中部・西部の3カ所で、月に5回を 継続して開催 | 障害福祉課 ・ (精神保健福祉セ |
| | | (b) 依存症相談拠点としての精神保健福祉センターが地域の 相談支援者向けに実施する研修の開催回数 | (R3年度) 年 1 回 | (毎年度) 年1回 | 精神保健福祉センターが主催する依存症問題従 事者研修の開催回数 (県精神保健福祉センター) | 毎年度1回を継続して実施 | ンター) |
| | | (c) 関係事業者による相談支援の継続実施 | | (毎年度) 継続実施 | | | 公営競技事業者遊技業協同組合 |
| | 2 | (a) ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数 | (R3年度) 2 機関 | (R5年度) 3 機関 | 静岡県が選定する依存症専門医療機関の数 (県障害福祉課調査) | 令和5年度末までに1機関追加で選定 | 障害福祉課 |
| 重点口 | | (b) 医療従事者向け研修の受講者数 | (H30~R3年度) 累計 102人 | (R4~R5年度) 累計 70人 | 依存症治療拠点機関(聖明病院、服部病院)が 主催する依存症医療研修の受講者数 (県障害福祉課調査) | H30~R3の平均受講者数 [※] ×2年 → 34人×2年=68人≒70人 ※開催中止となったR2年度を除く。 H30:41人、R1:40人、R3:21人 | |
| 点目標2 | 3 | 生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数 | (R3年度) 年 O 回 | (毎年度) 年1回 | 県が主催する静岡県ギャンブル等依存症対策推 進計画関係機関向け研修の開催回数 (県障害福祉課調査) | 毎年度1回を継続して実施 ※R3年度に企画した静岡県ギャンブル等依存症 研修会(新規事業)を継続して実施 | 障害福祉課 (地域福祉課) |
| | 4 | 消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数 | (R3年度) 年340人 | (毎年度) 年300人 | 県・市町の消費生活相談員の資質向上を図るために県が実施する消費生活スキルアップ研修の 受講者数 (県県民生活課調査) | ①県民生活センター(県内3箇所)での実施 180人(15人×4回×3センター) ②消費者庁指定テーマ研修100人(50人×2回) ③特定テーマ研修20人 | 県民生活課 |
| | (5) | (a) ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の 開催回数 | (R3年度) 年 1 回 | (毎年度) 年1回 | 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会の 開催回数 (県障害福祉課調査) | 毎年度1回を継続して実施 | 障害福祉課 |
| | | (b) 関係事業者における従業員向け研修の開催回数 | (R3年度) 年 O 回 | (毎年度) 年1回 | 静岡県公営競技連絡協議会が主催するギャンブル等依存症対策研修会の開催回数 (県公営競技連絡協議会調査) | 毎年度1回を継続して実施 | 公営競技事業者 |
| | | | (R3年度) 年 2 回 | (毎年度) 年3回 | | 毎年度、「安心パチンコ・パチスロアドバイ ザー講習会」2回、「経営者等研修会」1回を 継続して実施 | 遊技業協同組合 |